瑞穂町告示第２１６号

差押調書（謄本）の公示送達について

このことについて、地方税法第２０条の２の規定に基づき、その送達を受けるべき者の現住所が不明のため、当該書類を瑞穂町長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでもこれを交付する。

令和８年１１月１０日

瑞穂町長　　山　﨑　　栄

記

１　送達すべき書類

差押調書（謄本）　　１通

２　送達を受けるべき者

皆川　俊彦
武藤　幹夫